

第 28 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 5 月 25 日(月)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 清水 康彦	8 番 (欠員)
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義	17 番 佐々岡常喜
18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一		

2 欠席委員

13 番 岡本 健治			
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長

農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 28 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ご案内しましたとおり、本日も、新型コロナウイルスの対策で、3 密を防ぐために、農地利用最適化推進委員はご欠席をいただいております。</p> <p>農業委員の欠席は、13 番 岡本委員以上 1 名方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、3 番 宮崎委員、4 番 徳田委員です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、8 件、16 筆、21,573 ㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 5 月 29 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 6 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～全委員 挙手～</p>

会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。 農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 総会資料 3 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。 1 号について説明します。申請地は、資料 3 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 4 ページ、図面番号①、現況写真は、1 ページ上段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は国府小学校から約 500m 南東の 5 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅が建築されている状況であり、隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われます。 2 号について説明します。申請地は、資料 3 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 5 ページ、図面番号②、現況写真は、1 ページ中段をご覧ください。申請地は、治和町の田です。場所は周布駅から約 120m 南の 2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、使用貸借による個人住宅の建築の計画があり、隣接には耕作されている農地はほとんどない状況となっています。6 ページには、顛末書が添付されており、平成 20 年頃に、無許可で申請地の一部に農業用倉庫を建築してしまったということが書かれています。 農地法第 5 条申請については、以上 2 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1 号について、農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
局 長	<p>5 月 15 日に、河野推進委員さんと近重推進委員さんに現地の確認をしていただいております。 写真の右側に写っている新築住宅も前年度許可をしたものであり、特に問題はないということでした。</p>

会 長	<p>2号について、私から補足説明をします。</p> <p>先日、前田推進委員と事務局とで現地を見に行きました。写真の手前が県道でございまして、この県道沿いに土地があります。顛末書に書いてありますように、倉庫ができており、顛末書を付けての申請により、許可が可能ではないかと考えています。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひします。</p>
会 長	<p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第3号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願ひします。</p>
係 長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料は7ページ1段目、ゼンリン地図は8ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は、国府小学校から約700m東の唐鐘11町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>2号は、資料は7ページ2段目、ゼンリン地図は9ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ上段をご覧ください。申請地は、長浜町の畑です。場所は、西浜田駅から約600m南の10町内です。当該申請地も、1号と同様に年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上2件です。</p>

会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました が、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、農業委員は欠員のため、事務局よりお願いします。</p>
係 長	<p>1号については、5月15日に、河野推進委員さんと近重推進委員さん に現地の確認をしていただいております。とても耕作できるような状態 ではないということでした。</p>
会 長	<p>2号について、私から補足説明をします。 前田推進委員と事務局と現地を確認しました。写真で分かるように、 自然に荒廃している状態で農地としては難しいように思います。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆 様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認され る方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認 されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第4号、令和2年度農作業標準賃金改訂について、事 務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは令和2年度の農作業標準料金について、事務局より提案いた します。 資料10ページをご覧ください。 先月、運営協議会委員の皆様の協議をする中で、今年度もこれまで と同額とするのさせていただきたいと考えております。 変更しているのは、最低賃金が上がったことで農作業賃金(普通作 業)を前年と比較して200円上げて6,400円から7,400円としておりま</p>

	<p>す。 農作業標準料金については以上です。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。 どなたか、ございませんか。 それぞれの地域で料金体系は変わるとは思いますが、一応お示しするものです。 他にございませんか。 無いようですので、令和 2 年度農作業標準料金についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは農業用施設に供する届出について報告いたします。 1号について、説明します。資料 11 ページ、ゼンリン地図は 12 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。届出地は、金城町久佐の田です。場所は、久佐公民館から約 800m 北の久佐郷です。この届出は農機具用倉庫及び進入路を整備するもので、写真をご覧くださいとすでに着手をされていたものであります。13 ページには申請者から顛末書の提出があり、事前申請を認識していなかったという内容で、現在は、工事の中断をしている状態となっております。 以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ございませんか。 その他、事務局からありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>今中断しているのは、事務局からの申し出で中断をしてもらいましたか。</p>

係 長	はい。
会 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ほかにありませんか。 以上を持ちまして、第 28 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 00 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員